柴田町週休２日工事実施要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、地域の建設業における就労環境の改善を図るため、柴田町が発注する建設工事において、週休２日を確保することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　現場閉所　巡回パトロールや保守点検等、現場間管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態をいう。

（２）　交替制　現場閉所を行うことが困難な工事について、施工体制台帳に記載された受託事業者及び中小受託事業者の技術者及び技能労務者が交代しながら休日を確保する取組みをいう。

（３）　週休２日工事　特記仕様書において現場閉所又は交替制の実施により週休２日を確保することを指定した工事をいう。

（４）　対象期間　現場施工に着手した日から現場施工が完了した日までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間を除く。

ア　現場施工に先立って行う労務及び資機材の調達等の準備期間

イ　現場施工の完了後の片付け等の期間

ウ　年末年始休暇の６日間

エ　夏季休暇の３日間

オ　工場製作のみを実施している期間

カ　工事全体を一時中止している期間

キ　町長があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

（５）　通期の週休２日　対象期間内において、現場閉所又は交替制により休日を取得した割合が２８．５パーセント以上の水準（以下「４週８休相当」という。）にあると認められる状態をいう。

（６）　月単位の週休２日　対象期間の全ての月において、４週８休相当にあると認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の合計の割合が２８．５パーセントに満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の日数の合計以上の休日を取得したことをもって週休２日を達成しているものとみなす。

（７）　完全週休２日　対象期間の全ての週において、２日間以上の休日を取得したと認められる状態をいう。

（対象工事）

第３条　週休２日工事の対象となる工事は、柴田町が発注する全ての建設工事とする。ただし、次に掲げる工事は、週休２日工事の対象としない。

（１）　応急仮復旧工事など緊急を要する工事

（２）　対象期間が７日に満たないなど週休２日工事に適さないと判断される工事

（３）　前２号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める工事

（実施方法）

第４条　町長は、週休２日工事の実施に当たっては、発注する建設工事に係る入札公告及び特

記仕様書に当該建設工事が週休２日工事である旨を明示するものとする。

２　町長は、週休２日工事を発注する場合において現場閉所によることを指定するときは、土曜日、日曜日及び国民の祝日（以下「土日等」という。）を現場閉所とすることを前提とした工期を設定しなければならない。

３　週休２日工事を受注した者（以下「受注者」という。）は、週休２日工事の対象期間を通して４週８休相当の休日を確保するものとし、その旨を施工計画書の法定休日及び所定休日の事項並びに工事表示板において明示するものとする。この場合において、受注者は、土日等を休日とするよう努めるものとする。

４　受注者は、受注した週休２日工事において通期の週休２日、月単位の週休２日、完全週休２日のいずれに取り組むかを当該工事の着手前に町長に協議しなければならない。

５　降雨、降雪、猛暑等の天候等により現場閉所とした日は、休日として認めるものとする。

６　受注者は、中小受託事業者を含む現場の労働者に対して、休日においては、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。

（実施確認）

第５条　受注者は、対象期間の開始日から月ごとに休日等取得実績書（様式第１号）を作成し、町長に提出するものとする。

（工事費の積算）

第６条　週休２日工事の積算については、補正係数を適用しないものとし、受注者による週休２日の達成に応じた積算変更も行わないものとする。

（その他）

第７条　この告示に定めるもののほか、週休２日工事の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、令和８年１１月１日から施行し、施行の日以後に入札公告する工事から適用する。

別紙１（第５条関係）

休日等取得実績書(現場閉所型)

工　事　番　号　：
工　　事　　名　：

＜凡例＞■:休工日、○:作業日

年 月 日～ 年 月 日			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	集計	
工程																																	休工日数	作業日数
作業所の休日取得日数																																	日	日
現場閉所率計算方法 ・分子:休工日の累計日数 ・分母:対象期間の累計日数	備考																																月現場閉所率 対象期間①:　日 休校日②:　日 現場閉所率 ②/①=　%	
																																	累計現場閉所率 対象期間①:　日 休校日②:　日 現場閉所率 ②/①=　%	

＜週単位の現場閉所状況＞　完全週休2日に取り組む場合に記入

対象期間	月　日～　月　日(7日間)※	月　日～　日(7日間)	月　日～　日(7日間)	月　日～　日(7日間)	月　日～　日(7日間)	月　日～ 月　日(7日間)
各週現場閉所率	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率は、翌月の休日等取得実績報告書により確認

※前月の休日等取得実績書も確認

休日等取得実績書(交替制)

工　事　番　号　：
工　　事　　名　：

＜凡例＞■:休工日、○:作業日

年 月 日～ 年 月 日					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	今回集計 休工日数	今回集計 作業日数	集計 休工日数	集計 作業日数
工程																																						
元請																																					
下請																																					
備考																																					

＜週単位の現場閉所状況＞　完全週休2日に取り組む場合に記入(適宜行を追加すること)

氏名　対象期間	月　日～　月　日(7日間)※	月　日～　日(7日間)	月　日～　日(7日間)	月　日～　日(7日間)	月　日～　日(7日間)	月　日～　月　日(7日間)
	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率は、翌月の休日等取得実績報告書により確認
	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	
	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	
	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	
	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	
	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	
	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	
	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	現場閉所率＝　／（　%）	

※前月の休日等取得実績書も確認